知的財産権侵害に対する金銭的補償

著者：Vladimir Biriulin[1]
編者：黒瀬　雅志[2]

ロシアにおいては、知的財産権の侵害により損害が生じた場合には、権利者はその損害の賠償を求めることができる（民法1252条１項３号）。損害賠償請求を行う場合には、原告にはその損害額についての立証責任がある。

この損害額の立証は容易ではないことが多いことから、例外的に損害額の立証を行うことなく金銭的補償を求めることが認められている（民法1252条３項）。この方法は、ロシアの知的財産訴訟においてはよく利用されている。

１つの行為が商標権、特許権、著作権など複数の権利を侵害する場合、裁判所は違法に利用された知的財産権のそれぞれについて補償金額を認定しなければならないとされている。補償金額の算定は、各裁判所の裁量に委ねられており、司法慣行が区々であったことから、最高裁判所は2019年４月23日付の勧告第10号において、損害賠償に代わる金銭的補償に関する指針を発表した。この勧告が発表された後、破棄審まで争われた補償金額の算定に関する注目すべき訴訟事件があり、１つの行為が複数の知的財産権を侵害する場合の補償金総額の算定に関する裁判所の判断が示された。

１．損害賠償に代わる金銭的補償

知的財産権侵害訴訟において、原告（権利者）は損害賠償に代わる補償金として、１）裁判所の裁量により定められる金額、又は２）ライセンス料の２倍に相当する金額を請求することができる。

損害賠償請求と金銭的補償請求の両方を請求することは認められないので、いずれかを選択することになる。

1　ロシア弁護士　Gorodissky & Partners

2　日本弁理士　Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問　ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。

２．裁判所の裁量により定められる金銭的補償

⑴　補償金額

裁判所は法律により定められた限度の範囲内で、補償金の額を定めることができる。

裁判所は、侵害の性質に基づいて、１万ルーブル以上、500万ルーブル以下の金額を裁量により決定することができる。

知的財産権侵害における金銭的補償額は、著作権侵害（民法1301条）、著作隣接権侵害（民法1311条）、特許、実用新案、意匠権侵害（民法1406.1条）、商標権侵害（民法1515条）のいずれも同一の裁量の範囲にある。

⑵　補償額の立証

補償金を請求する場合には、侵害の事実のみを立証すればよく、損害額の立証は不要であるが、最高裁の勧告により、補償請求が最少額の場合を除き、補償金請求額の裏付けとなる証拠の提出が義務付けられた。

⑶　裁判所の裁量

裁判所は裁量により補償金額を決定できるが、その根拠を判決において説明する義務が課せられている。

裁判所は、侵害の内容及び事件のその他の事情を考慮し、公正及び正義の原則に基づいて補償金額を決定する（民法1252条３項）。考慮される事件の事情については、例えば被侵害品の著名度、権利者の損害額の推定額、侵害者の過失の程度（再犯か否か、侵害者の事業活動において、その侵害が重要な部分であるか否か等）などが挙げられる。

原告は、損害賠償請求を行う場合に比べ厳格な損害額の立証は求められないが、補償金請求額の裏付けとなる証拠を提出しなければならない。

⑷　１つの行為が複数の権利侵害となる場合

１つの行為が商標権、特許権、著作権など複数の権利を侵害する場合、裁判所は違法に利用された知的財産権のそれぞれについて補償金額を認定しなければならない。

また複数の知的財産権が単一の権利者により所有されている場合には、侵害に対する補償金額は、裁判所は、それぞれの侵害の内容及び結果を考慮し、法律で規定されている補償金額を下回る額に減額することができる。ただし、支払われるべき補償金の総計が、法律で定めるそれぞれの補償金の最低額の総計の50%以下となってはならないとされている（民法1252条３項）。

例えば、１つの行為が商標権、意匠権、著作権の３つの権利を侵害する場合、それぞれの権利侵害に対する最低補償金額が１万ルーブルであるので、単純に加算すれば最低補償金額の総計は３万ルーブルとなるが、裁判所は裁量により、これを１万5000ルーブルにまで減額することができる。

また１つの行為が、それぞれ複数の権利者に帰属する複数の知的財産権を侵害する場合には、裁判所は、原告間で分配される補償金の総額を算定する。

⑸「マーシャと熊」侵害事件

ロシアにおいて子供向けのテレビアニメーションシリーズで有名な「マーシャと熊」について、この商標権と著作権を侵害する事件があり、原告が損害賠償に代わる金銭的補償を求めた。この

事件は、補償金の請求額が、各侵害に付き約300米ドルの少額のものであったが、その算定方法について原告が争い、「１つの行為が複数の権利侵害となる場合」における補償金額の算定方法について裁判所が明確な判断を示したことで注目された。

原告は登録商標（３件[3]）及び「マーシャ」と「熊」の画像に係る著作権を所有している。
被告は、権利者に無断でその商標と画像をタオルに使用し、販売した。

原告は、商標権（３件）および著作権（２件）の侵害を根拠として、各侵害に付き約300米ドルずつ、総計約1,500米ドルの補償金を請求した[4]。

【第一審判決】
第一審は、損害賠償に代わる金銭的補償額の算定において、知的財産権を一まとめにして全体で１つの侵害行為がなされたと判断し、約300米ドルの補償金を授与するとした。
原告はこの判決を不服とし、控訴したが控訴審でも原告の主張は認められなかった。
【破棄審判決】
控訴審判決に対し、原告はさらに破棄審に上訴した。破棄審は、本件について以下のような判断を示した。
原告は、「マーシャと熊」の定型化されたカーラ画像という形の商標の権利者であり、ビジュアルアート作品である「マーシャ」の画像と「熊」の画像の著作権者である。被告の行為は、原告の有するそれぞれの権利を侵害している。それにもかかわらず、被告の行為が５つの別々の権利と関係していたことを見落とし、権利を一まとめにして、侵害に対する補償金を一つの権利に対する金額と算定した下級審判決は法の解釈を誤っている。
これにより、破棄審は下位の裁判所判決を取消し、事件を第一審での再審に差し戻した。同時に破棄審は、下級裁判所はすべての状況を審理し直し、侵害の性質（この事件が侵害再発事件の審理中に起きたこと）を考慮して補償金を授与しなければならない、合理性と公正の原則を考慮しなければならないと述べた。
第一審は再審理により、原告の請求をすべて認める判決を下した（2019年７月）。

３　商標登録番号第505856号、第505857号、第505916号
４　民法上は、1万ルーブル（約150米ドル）～500万ルーブル（約75000米ドル）の補償金額を請求できるが、この事件では侵害の幅が小さく、原告側は、裁判所が侵害の幅を考慮して補償金額を減額してくることが予想されたので、法廷審理の際に侵害の幅の議論をすることを避けるために、最初から少額の補償を請求することにした。

３．ライセンス料の２倍の金銭的補償

知的財産権侵害訴訟において、原告（権利者）は損害賠償に代わる補償金として、ライセンス料の２倍に相当する金額を請求することができる（民法1301条、1311条、1406.1条、1515条）。

この場合、原告はライセンス料の金額を示すなど、請求した補償額の計算方法と根拠を提出しなければならない。この補償額の根拠として、ロシア以外の国々でのライセンス料を証拠とすることも可能である。

また、著作権侵害、著作隣接権侵害及び商標権侵害の場合には、これら侵害品（模倣品・海賊版）の価格の２倍に相当する金額を請求することができる。

ロシアの知的財産権侵害訴訟においては、損害賠償請求に代えて金銭的補償を請求することが多い。違法に製造販売された製品が１つの品目であったとしても、その製品に複数の知的財産権が存在している場合には、知的財産権のそれぞれについて補償金額が認定されることに留意すべきである。

以　上